

2014
12
NO.361

調査ニュース

今月の注目点

～ 道内経済における先行きの期待（プラス）材料・懸念（マイナス）材料 ～

足元の道内景気は、緩やかながら持ち直し基調を維持しています（P 2 参照）。こうした中、公共投資の先行指標である公共工事請負金額（発注額ベース）が7月以降3ヵ月連続で前年割れとなったことに加え、円安による原材料価格の上昇や、電気料金引き上げなどによる悪影響が、先行きの懸念材料となっています。もっとも、円安を背景に海外客増加が期待されるほか、雇用・所得面の改善による個人消費の持ち直しなどが見込まれ、先行きの道内景気は、持ち直し基調で推移していくものと予想されます。

期待（プラス）材料	懸念（マイナス）材料
① 円安による好影響への期待（海外客の増加・輸出関連企業の収益増、輸入品価格の上昇による道産品の価格競争力向上（例：木材関連）） ② 追加金融緩和等による株価上昇を背景とした資産効果（家計の購買意欲改善） ③ 雇用・所得面の改善持続による個人消費の持ち直し ④ 再生可能エネルギー関連による設備投資の下支え効果持続 ⑤ ※「地方創生」への取り組みによる経済活性化 ⑥ ※北海道新幹線の開業効果（交流人口増加など）（新青森－新函館北斗：2015年度末予定、札幌延伸：2035年度予定） ⑦ ※T P P等自由貿易協定の動向（輸出の拡大） ⑧ ※食関連（6次産業化推進、国内外の需要取り込み等） ⑨ ※観光関連（海外客の増加、農・食との連携強化等） ⑩ ※エネルギー、IT、バイオ（関連産業のすそ野拡大） ⑪ ※ものづくり（寒冷地向け技術・サービスの高度化等） ⑫ ※バックアップ拠点としての存在感の高まり ※⑧～⑫は本道の優位性を活かした期待分野	① 円安による悪影響への懸念（原材料価格上昇による企業収益の減少、コストプッシュ型の消費者物価上昇による家計の購買意欲低下） ② 公共工事発注額の減少を反映した公共投資（出来高ベース）の減少 ③ 一部（乗用車新車販売・新設住宅着工）における、消費税増税に伴う駆け込みの反動長期化 ④ 電気料金引き上げによる、企業収益の減少・家計の購買意欲低下 ⑤ 建設費高騰（資材価格・人件費の上昇）や、電力供給事業者の再生可能エネルギー受入中断による、設備投資マインドの抑制 ⑥ 地政学リスク（中東・ウクライナ情勢等）拡大による景気悪化懸念 ⑦ ※T P P等自由貿易協定の動向（農業等への影響） ⑧ ※人口減少（道内需要の減少、地域活力の低下など）

＜道銀地域総合研究所作成（概ね半年以内の材料。ただし、※印は中長期の材料）＞

最近の道内経済動向	2
フォーカス	3
●利用者広がるシェアオフィス、起業家支援にも力	
経営のヒント	4
●確定拠出年金（DC）が脚光を浴びる理由とは？	
どうなんだより	6
●「中小企業経営・技術活性化助成金」Q & A	
～ 新技術・新製品の研究開発に対し業種を問わず支援 ～	
海外の窓	8
～ ウラジオストク駐在員事務所だより～	
●ロシア極東地域と北海道の医療連携について	

最近の道内経済動向

道内景気は、住宅着工など一部に弱い動きがみられるものの、観光入込客や公共工事の堅調さが続いており、緩やかながら持ち直し基調を維持している。先行きは、公共工事による押し上げ効果が徐々にはく落する一方で、個人消費や設備投資の持ち直しが期待され、緩やかな持ち直し基調が続くと予想される。

※現状判断の参考としている主要経済指標は9月実績が中心。

●個人消費は持ち直しつつある

9月の大型小売店販売額（全店）は、前年比1.2%増と3カ月連続で前年を上回った（百貨店：同▲2.3%、スーパー：同2.2%増）。9月のコンビニエンスストア販売額（全店）は、同4.3%増と12カ月連続の増加。9月の乗用車新車販売台数（軽含む）は、消費税増税に伴う駆け込みの反動が長引いており、同▲6.3%と6カ月連続で前年実績を下回った。

●住宅建築は減少傾向、公共工事は減速の兆し、設備投資は持ち直し基調

新設住宅着工戸数（9月）は前年比▲21.6%と9カ月連続で減少した（4-9月：前年同期比▲12.5%）。消費税増税に伴う駆け込み着工の反動や建築単価上昇等を背景に、持家（前年比▲28.8%）、貸家（同▲9.4%）、分譲住宅（同▲41.9%）が揃って減少。公共工事請負金額（9月）は前年比▲23.1%（677億円）と3カ月連続で減少した（4-9月累計：前年同期比▲2.0%）。各発注官庁で15カ月予算（13年度補正+14年度当初）を4-6月期に前倒し執行したことや、前年の反動で減少したが、出来高ベースでは高水準を維持している。設備投資は、各投資計画調査で企業の前向きな動きが確認できるなど持ち直し基調にある。

●生産は横ばい圏内

鉱工業生産（9月）は、前月比2.1%上昇と2カ月ぶりに上昇。収穫機械の生産一巡により一般機械（同▲10.2%）などが低下。一方で、先月の減産要因（工程遅れ）解消により集積回路が増産となった電気機械（同12.2%上昇）、東北向けの出荷増によりセメントが増産となった窯業・土石（同12.0%上昇）、イワシ・サバなど一部魚種での好調な水揚げを背景に冷凍水産物が増産となった食料品（同4.0%上昇）などが上昇した。

●輸出は拡大基調にある

9月の通関輸出額（速報値）は、前年比8.4%増と2カ月ぶりに前年実績を上回った。前年（韓国向けに灯油が大幅増）の反動により石油製品（同▲88.1%）が減少。一方、米国向け自動車部品（同45.8%増）、香港向け新造船を含む船舶（同1,424倍）、韓国向けクメンなど有機化合物（同40.6%増）が増加した。

●観光は回復している

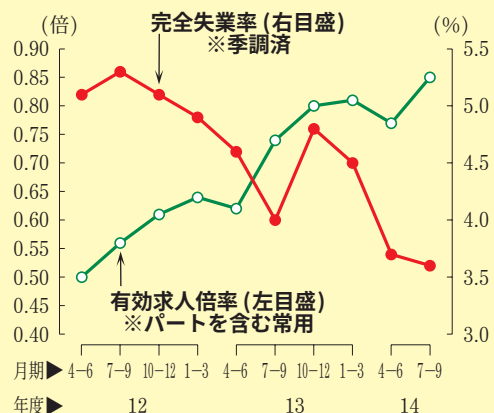
国内客が中心となる来道者数（9月）は、前年比▲0.1%と4カ月連続で前年実績を下回ったものの、マイナス幅は縮小し前年並みの高い水準を維持。一方、9月の外国人入国者数（速報値）は、同23.8%増と20カ月連続で増加。円安等を背景にアジア客が引き続き好調に推移している。

●雇用情勢は緩やかに回復している

9月の有効求人倍率（パートを含む常用）は、前年比0.11ポイント上昇の0.88倍となった。9月の新規求人数（同）は前年比6.3%増と56カ月連続で前年を上回った。

雇用関係指標の推移

9月の有効求人倍率は0.88倍とバブル期直後である1991年3月（0.87倍）を上回った。また、7-9月期の完全失業率は3.6%と17年ぶりの低水準になるなど、雇用関係指標は改善が続いている。



(注) 有効求人倍率は各月の数値を単純平均したもの。
(出所) 総務省「労働力調査」、北海道労働局

利用者広がるシェアオフィス、起業家支援にも力

オフィスを共有するシェアオフィスの利用者が道内でも増加しつつあります。様々な機能を割安で利用できるだけでなく、利用者相互の交流機会があることなどがその一因。本稿では今年オープンし、起業家支援に力を入れる北海道ビジネスサポートセンターを中心に、使いみちを広げているシェアオフィスの動向について紹介します。

レンタルオフィスよりも割安、利用者相互の交流などが付加価値

シェアオフィスは、独立した個室・デスクを専用で利用するレンタルオフィスとは異なり、複数の利用者がスペースやデスクなどを比較的低料金で共用する施設です。2000年代に入って、首都圏を始めとした大都市圏で増加してきました。自営業者などの継続的な利用が中心ですが、セミナー開催など一時的な利用にも使われています^(注1)。

シェアオフィスには、“安価な場所貸し”としての機能だけではなく、業種を異にする利用者相互が情報交換などで交流できる、オフィスの運営者などを通じ経営や技術などの専門家を紹介してもらえる、などの付加価値が備わっています。この点が、特に個人でビジネスに携わる事業者にとって魅力的な施設となっています。

(注1) 一般的にOA機器やインターネット回線、共用の会議室などを備える。デスクは共用のほか固定席を備える施設もある。また、本店所在地登録や固定電話設置が可能な施設も多い。会員登録した上で一定期間利用する使い方が一般的だが、非会員が時間単位で利用できる施設もある。最近では地方の中小企業が都市拠点として利用するケースもみられる。

起業家支援を始め、都心部立地の利便性を生かした機能でアピール

札幌市時計台を臨むビルに今年6月開設された北海道ビジネスサポートセンター（以下、同センター）には、起業家支援の専門家が駐在し、起業や経営に関するアドバイスで利用者をサポートしています^(注2)。同センターのワークスペースは全て共有で、通常のデスクのほか時計台を眺められる畳敷きスペースやカウンターなど仕事場所を替えることにより気分転換できることも好評です。札幌都心部に位置し官公庁などへのアクセスが良いことから、出張時の札幌拠点として利用する地方在住者も増えてきました。なお、同センターの会員には、横浜、福岡、旭川など全国約10施設の連携シェアオフィスを会員料金で利用できるという特典があります。同センターでは、早朝に夜行バスで到着する出張客の利用を促すために市内ホテル（休憩プランを提供）と連携して集客に努めるなど、利用者や使いみちを広げることに力を入れています。



オフィスのワークスペース

(注2) 同センターを運営する㈱北海道新事業創造プラザの吉澤代表取締役は起業や経営革新に関するサポートの専門家。1週間のうち2日は同センターに滞在し、利用者の質問に回答（本格的な相談は個別に契約）している。なお、同センターの利用料金など詳細については、株式会社北海道新事業創造プラザHP（<http://hokkaido-incubation.jp>）を参照。

シェアオフィスは、起業家や自営業者向けサポートの充実が図られると同時に、社会人・学生等の仕事や勉強の場としても利便性の高い施設になってきました。今後一層、利用者が広がっていくことが期待されます。
(松本 則栄)

確定拠出年金 (DC) が脚光を浴びる理由とは？

「厚生年金基金解散後の受け皿」「人材の獲得・確保対策」として、企業年金制度の一つである「確定拠出年金 (DC)」を採用する企業が増加傾向にあります。そこで本稿では、その背景とDC (企業型) の特徴等について解説いたします。

1. 近年における企業年金制度の動向

公的年金支給額への将来不安が高まる中、補完的な役割を担う企業年金制度に対する注目度が高まっています。近年では、年金資産の積立不足問題を発端とした「適格退職年金制度 (以下、適年) 廃止 (2011年度末)」「厚生年金基金 (以下、基金) における代行返上の解禁 (02年4月)」などを背景に、新たな受け皿となる「確定給付企業年金 (DB)」「確定拠出年金 (DC、企業型)」(注1)を導入する企業が急増しています (図表1)。

特にDBは、同じ確定給付型である適年や基金の移行先として人気が高い状況です。ただ、適年からの移行一巡や、退職給付に係る会計基準の改正による影響 (注2) などから、ここ数年、加入者数は微減傾向となっています。一方、企業が年金資産の運用リスクに対する責務を負わないDCを導入する企業は、増加基調を維持しています。法改正に伴い代行割れ基金の解散が容易になったため、今後は基金の解散が増加する見通しであり、基金解散後の新たな企業年金制度の受け皿として、DCへの関心は更に高まりそうです (注3)。

(注1) DBは、「Defined Benefit Plan：確定給付年金」を、DCが、「Defined Contribution Plan：確定拠出年金」を意味する。

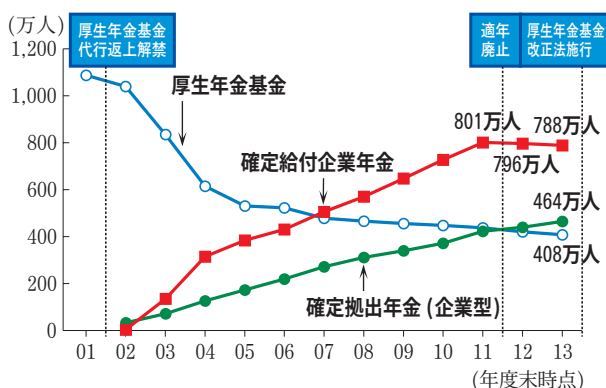
(注2) 退職給付に係る会計基準の改正に伴い、平成25年度決算から、退職給付債務と年金資産の差額を負債として計上することになった。年金資産の運用結果が連結貸借対照表へ即時に反映されることになり、純資産の変動リスクが高まることとなった。

(注3) 14年4月1日以降、代行割れ基金は5年以内に解散、その他の基金も存続のためのハードルが高く設定され、他の制度への移行が促進されている。なお、全国の厚生年金基金 (14年9月末時点) 499カ所のうち、解散内諾済みが299カ所、代行返上内諾済が58カ所となっている。道内に本拠地を置く現存する基金数は7カ所 (12年10月時点)。

2. 確定拠出年金 (DC) の魅力と留意点

DCには「企業型」「個人型」の二種類が存在しており、このうち企業年金制度の役割を担うのが「企業型」です (図表2)。事業主 (企業)

図表1 主な企業年金制度の加入者数推移



(注1) 確定拠出年金制度の創設は、01年11月。確定給付企業年金制度の創設は、02年4月。

(出所) 厚生労働省資料、生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金の受託概況」

側の導入メリットとしては、①退職給付会計上の純資産変動リスクや、運用難による積立不足といった後発債務リスクなどの回避が可能、②税制上、事業主側の掛金は全額損金算入扱いとできる、③拠出金は社会保険料の計算根拠となる給与には含まれない、という点が挙げられます。また、幅広い業種の道内企業で人手不足が深刻化する中、魅力ある福利厚生制度として、従業員の獲得・確保を促進するためのインセンティブとしての効果も期待できます。

もっとも、企業年金制度を初めて導入、もしくは、既存の確定拠出型企業年金制度 (厚生年金基金、DB等) の上乗せ部分として導入する場合は、新たに管理運営コストが発生する点に注意が必要です。

「企業型」における従業員側の加入メリットには、公的年金の補完という側面以外にも、①掛金が非課税 (全額所得控除の対象)、年金資産の運用益が非課税 (注4)、給付金が各種所得控除の対象といった税制上のメリット、②離職・転職の場合でも年金資産を移換して運用継続可能、③加入者自身が運用資産を選択可能 (運用次第では老後の収入増に寄与する)、などの点が挙げられます。ただ、確定給付型の企業年金制度と違い、将来の給付額が運用状況に左右され確定しない点には、注意を要します。

なお、「企業型」の導入は労使合意事項であり、

従業員ニーズを的確に把握した上での「企業年金規約」の作成が求められます。さらに、運用を自ら指図することに対する従業員の不安感を拭い去るための投資教育、企業型年金制度自体の運営体制構築等も、厚生労働省と金融庁の承認を受けた運営管理機関（銀行、信託銀行、保険会社等）の協力を得て、進めていく必要があるでしょう。

（注４）本来、運用益には特別法人税が課税されるが、2016年度まで凍結中となっている。

図表２ 確定拠出年金（企業型）の概要

実 施 主 体		厚生労働省から企業型年金規約の承認を受けた企業（複数企業が共同で規約を実施する場合、その代表企業が承認を受ける）。
加 入 対 象 者		労使合意に基づき、企業型確定拠出年金を実施する企業に雇用される60歳未満の従業員（＝厚生年金保険の加入者）。
加 入		企業型年金規約の定めに基づき、企業型確定拠出年金の加入者となる（規約に定めれば、従業員全員が加入する必要はない）。
拠 出 主 体		事業主が拠出（規約に定めた場合、加入者も拠出可能）。
拠 出 限 度 額		厚生年金基金等の確定給付型の年金を実施していない場合 ⇒月額55,000円（拠出負担の内訳は事業主≥加入者） 厚生年金基金等の確定給付型の年金を実施している場合 ⇒月額27,500円（拠出負担の内訳は事業主≥加入者）
運 用		運用商品（預貯金、公共債、投資信託、株式、信託、保険商品等）の中から、加入者自身が選択（複数選択可）し、運用指図を行う（運用資産は加入者毎に管理される）。
給 付	老 齢 給 付 金	原則60歳に到達した場合、5年以上の有期又は終身年金（規約の定めがあれば、一時金の選択可能）にて給付。但し、加入者期間が10年に満たない場合は支給開始年齢が先延ばしとなる。
	障 害 給 付 金	60歳到達前に傷病で一定以上の障害状態になった加入者が一定の傷病期間（1年6ヵ月）を経過した場合、5年以上の有期又は終身年金（規約の定めがあれば、一時金の選択可能）にて給付。
	死 亡 一 時 金	加入者の死亡時、遺族に対して資産残高を一時金として給付。
	脱 退 一 時 金	一定の支給要件を全て満たした場合に給付。
	税 制	非課税 （事業主拠出分：全額損金算入、加入者拠出分：全額所得控除）
制 給 付 時	運 用 時	特別法人税課税（2016年度まで凍結）
	給 付 時	年金として受給する場合：公的年金等控除 一時金として受給する場合：退職所得控除

（出所）厚生労働省のホームページなどを基に道銀地域総合研究所作成

3. 公的年金に対する不安感の高まり

（公財）生命保険文化センターが発表した『平成25年度 生活保障に関する調査』によると、「老後の生活に少しでも不安を有する人」は全体の86.0%を占めています。このうち81.4%の人は、「公的年金だけでは不十分」という点を具体的な不安内容に挙げており、やはり、将来の公的年金支給額に対する不安感が高い状況と理解できます。

厚生労働省が6月に発表した各年齢別における公的年金支給額の試算結果によると、女性や高齢者の労働市場への参加が進み、実質経済成長率0.9%程度で推移する場合、今年度65歳に到達する標準的世帯（注５）の公的年金支給額は月21.8万円、今年度30歳に到達する標準的世帯の65歳時点支給額が月29.9万円に達する見通しで

す（図表３）。前出の生命保険文化センターの調査によると、「老後に必要な最低日常生活費」は、回答者平均で月額22万円という結果をふまえると、今年度65歳に到達する世帯は、公的年金で老後の最低日常生活費を概ね賄うことが可能と考えられます。

一方、将来の公的年金受給者の場合はどうでしょう。上記試算の前提条件には、平均物価上昇率が年1.6%とあります。そこで、毎年の物価上昇率が「老後に必要な最低日常生活費（月額22.0万円）」に反映された場合で試算したところ、今年度30歳に到達する世帯では38.3万円となり、前述した公的年金支給額（29.9万円）では、到底賄うことの出来ない水準に達する見込みとなります。なお、厚生労働省の年金試算は、前提条件の異なる複数のパターンが存在しますが、いずれも物価上昇率を考慮すれば、今年度30歳に到達する世帯では、公的年金支給額を大きく上回る最低日常生活費が必要となります。

つまり、公的年金支給額だけで老後の豊かな生活を送ることは難しく、今から、計画的な老後の資金準備が必要と言えそうです。

（注５）標準的世帯とは、夫が平均収入で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった場合を指す。

図表３ 各年齢別における65歳到達時点の公的年金支給額

前提条件	物 価 上 昇 率	賃 金 上 昇 率*	年金資産の運用利回り*	経 済 成 長 率*	合計特殊出生率	平均寿命	
						男 性	女 性
ケース①	1.6%	1.8%	3.2%	0.9%	1.35	84.19歳	90.93歳
ケース②	1.2%	1.3%	3.0%	0.4%			
ケース③	0.9%	1.0%	2.2%	▲0.2%			

（注１）※印が付いている指標は、いずれも実質ベース。
（注２）2010年の実績は、合計特殊出生率が1.39、平均寿命が男性79.55歳、女性86.30歳。

経済の想定 年 齢（生年度別）	ケース① 女性や高齢者の労働市場への参加が進むケース		ケース② 女性や高齢者の労働市場への参加が進むケース		ケース③ 女性や高齢者の労働市場への参加が進まないケース	
	年 金 支 給 額（月額）	老後に必要な最低日常生活費（月額）	年 金 支 給 額（月額）	老後に必要な最低日常生活費（月額）	年 金 支 給 額（月額）	老後に必要な最低日常生活費（月額）
1949年生（65歳）	21.8万円	22.0万円	21.8万円	22.0万円	21.8万円	22.0万円
1954年生（60歳）	20.8万円	23.8万円	20.7万円	23.3万円	20.8万円	23.0万円
1959年生（55歳）	22.3万円	25.7万円	22.2万円	24.7万円	21.2万円	24.0万円
1964年生（50歳）	23.7万円	27.9万円	22.9万円	26.3万円	21.1万円	25.1万円
1969年生（45歳）	24.9万円	30.2万円	23.6万円	27.9万円	21.1万円	26.3万円
1974年生（40歳）	25.9万円	32.7万円	23.9万円	29.6万円	21.0万円	27.5万円
1979年生（35歳）	27.4万円	35.4万円	24.7万円	31.4万円	21.0万円	28.7万円
1984年生（30歳）	29.9万円	38.3万円	26.3万円	33.3万円	21.1万円	30.1万円

（注３）年齢は、2014年時点の到達年齢を指す。
（出所）厚生労働省「平成26年財政検証関連資料」、（公財）生命保険文化センター「平成25年度 生活保障に関する調査」などを基に、道銀地域総合研究所作成

（坂野 公紀）

「中小企業経営・技術活性化助成金」 Q & A ～ 新技術・新製品の研究開発に対し業種を問わず支援 ～

「公益財団法人北海道銀行中小企業人材育成基金」では、道内の中小企業・個人事業主が行う新技術・新製品の研究開発等に対する助成事業を2012年度より実施しています。今年度分の募集は、既に10月1日から始まっており、その概要についてQ & A形式で紹介します。

Q 1：助成事業の概要を教えてください。

A：当基金は2013年4月1日より公益財団法人に移行し、助成事業を中心とした事業展開を図る方針としました。その一環として、道内中小企業における経営・技術活性化への取り組みに対して助成金を交付しています。

Q 2：応募に際しての資格要件はありますか。また、製造業でなくても応募できますか。

A：応募資格は、道内に主たる事業所があり、原則として1年以上継続して事業を営んでいる中小企業〈資本金3億円以下（卸売業：1億円以下、小売・サービス業：5千万円以下）又は従業員300人以下（卸売・サービス業：100人以下、小売業：50人以下）〉、及び個人事業主であることです。また、業種による応募制限はありません。中小企業の活性化は、地域経済の発展に直結するとの考えから、製造業だけに限らず、流通・販売・サービス分野など、全ての業種から応募が可能です。
なお、優れた新技術、新製品を自ら研究開発しようとする具体的計画（プロジェクト）を有していることが必要です。

Q 3：北海道銀行との取引はありませんが応募できますか。

A：公益財団法人の事業なので、北海道銀行との取引の有無に関係なく応募が可能です。

Q 4：助成金の使途は限定されていますか。

A：新技術・新製品の研究開発を行うための費用であれば、幅広くご利用いただけます。例えば、試作品の設計・製作費、システムの設計・開発費、新サービスの研究・開発費、新商品の研究・開発費（土産品の新商品開発等も該当）、特許等知的財産権取得費、などです。

Q 5：助成金額と期間を教えてください。

A：研究開発費用の範囲内とし、かつ、1プロジェクトにつき、1年間（交付1回）で100万円を限度とします。なお助成期間は最大2年間（交付2回）です。今年度は、新規助成総額6百万円を予定しています。

Q 6：助成金に返済義務はありますか。

A：貸付とは異なりますので、助成金に返済義務はありません。研究開発資金として有効にご活用ください。

Q 7：募集期間はいつまでですか。また、どのように応募したらよいですか。

A：今年度の募集は既に10月1日から始まっており、応募期限は、2015年2月6日（金）となっています。なお応募方法は、当基金所定の「中小企業経営・技術活性化助成金交付申請書」に参考資料を添付して、基金事務局まで提出（または送付）願います。交付申請書は、当基金のホームページからもダウンロードできます。

Q 8：これまでの助成実績を教えてください。

A：2012年度は4件のプロジェクトに対して計3.5百万円、2013年度は6件のプロジェクトに対して計6百万円の助成を実施しました。

《過年度の助成金交付先一覧》

西 暦	企 業 名	所 在 地	プロジェクト内容
2012年度	正和電工(株)	旭川市	雑廃水処理装置の開発
	(株)太田精器	奈井江町	バイナレス超硬の研究 LED鳥獣忌避装置の開発
	なないろ本舗(同)	札幌市	天然野菜ファイトケミカル着色ペーストの研究・開発
2013年度	(株)きのとや	札幌市	新商品開発(社内コンテストの実施)
	(株)大樹農社	大樹町	自社製モッツアレラチーズと極東ロシア産岩塩・蜂蜜のコラボ
	(株)ストーク	札幌市	自社真空パネル暖房機と大手温風暖房機メーカー製FF暖房機との共通タッチパネル制御ユニットの開発
	五稜化学(株)	札幌市	大腸菌、大腸菌群検出のための高感度蛍光検出試薬の開発
	(株)ワンエイトクリエーション	札幌市	半球型ドームテント・レンタル商品の開発と標準化
	(株)道央メタル	美唄市	YAG溶接機による異材溶接技術を用いた「新型カートリッジ式濾過フィルター」の開発

■昨年度の助成金交付先・五稜化学様様に、助成金活用による成果などをお聞きました。

□会社名：五稜化学(株)(札幌市) □代表取締役：丸山 健一 □設立：2010年7月
 □事業内容：機能性色素の開発・製造・販売、および受託合成。機能性色素を用いた診断薬開発。
 (☎：011-214-9422、URL：<http://goryochemical.com/>)

一本助成金制度に応募した経緯をお聞かせください。

・取引金融機関の担当者から制度に関する情報をお聞きました。当社はベンチャー企業であり、先行投資を必要とする新商品開発に是非助成金を活用したい、と思い応募したところ、交付先を選考していただきました。

一助成金の交付を受けたことによる成果等ありましたか。

・医療分野や食品分野において、大腸菌(群)の有無を高感度な蛍光色発光で検出する試薬の開発資金として応募しました。助成金を有効活用させていただき、当該試薬の開発・商品化を進めているところです。新商品開発は、多様な顧客ニーズへの対応のために不可欠であり、助成金を企業価値の向上に役立てています。

一今後の抱負などをお聞かせください。

・“蛍光色素でケミカルバイオロジーを切り拓く”が当社の使命です。着実に実績を積み上げ、日本から世界に向けて事業展開を図ることで、微力ながら北海道経済の発展に貢献したいと思っています。

Q9：その他留意事項等がありますか。

A：本助成金にかかる要綱の詳細、交付先の選考方法、交付時期、交付を受けた事業者の義務などについては、当基金のホームページにてご確認願います。

本助成金を中小企業の経営・技術活性化に大いに役立てていただきたく、多くの企業からの応募をお待ちしております。

【本助成金に関するお問い合わせ先】

■公益財団法人 北海道銀行中小企業人材育成基金 事務局(担当：西村)
 〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1番地 北海道銀行地域振興・公務部内
 TEL：011-233-1054 FAX：011-232-1627 URL：<http://www.lilac.co.jp/jinzai/index.html>
 ■北海道銀行 各本支店

「公益財団法人北海道銀行中小企業人材育成基金」の設立経緯と事業内容

道内中小企業の自立性ある経営基盤確立のため、技術力の強化と、経営者および従業員の資質向上を図る事業を実施し、これにより、北海道の産業振興と一層の経済発展および繁栄に寄与することを目的として、1981年3月に設立・発足。この目的を達成するために、道内中小企業の技術水準向上に向けた人材育成、新技術の研究開発などによる技術力強化、および品質・安全管理面での改善・向上など経営強化に資する事業(各種セミナー、助成金交付等)を行っている。

ロシア極東地域と北海道の医療連携について

健康への意識高まるロシア

ロシアの平均寿命は男性64.6歳・女性75.9歳（2012年）と、日本（同80.2歳・86.6歳、2013年）より10歳以上短いのが実情です。この背景には、ロシアの医療水準がまだ低く、正確な診断とそれに基づく適切な治療を必要とする多くの患者に対応できていない現状があるようです。こうしたロシアでも最近は健康・医療分野が重視されるようになりました。国内の医療水準はまだ十分とはいえませんが、医療施設・機器の整備が進むなど徐々に水準が高まっていることは事実です。予防診断ニーズの高まりや、海外で診断・治療を受ける患者の増加などからわかるように、国民の間でも健康に対する意識は高まりつつあります。

北海道とロシア極東との医療連携

このような中、国立大学法人 北海道大学病院（以下、北大病院）が、ロシア極東地域の医療機関等との連携促進を目的に、ロシア連邦極東3地域（サハリン州、沿海地方、ハバロフスク地方）へミッションを派遣しました（10月19～25日）。
賞金清博^{ほうきん}北大病院長を団長とする今回のミッションには、当行をはじめ北海道経済産業局、北海道庁等が協力機関として参画、総勢10人ほどのメンバーとなりました。現地では、北大病院と極東国立医科大学との協力協定が締結されたほか、北大病院の陽子線治療センターなどの最新医療施設・技術などのプレゼンテーションや、現地医療機関等の視察・代表者との意見交換が行われました。ミッションは3地域とも各地方政府・州政府を表敬訪問したほか、各地域を代表する医療機関や診断センターを視察し、ロシア極東の医療の現状を詳しく知ることが出来ました。各医療機関等では、新しい医療機器の導入が行われるなど施設整備は進んでいましたが、技術や人材育成が不十分なため、新しい医療機器が十分に活かしきれていない

面もあると感じました。このため、医師や学生の国際的な交流を通じて優れた医療を患者に提供できる体制を整えていくことが必要と思われる。

連携により期待される共通課題の解決

北大病院は、今回のミッションの成果として、極東国立医科大学と医師や学生の相互交流を柱とした協力協定を締結したほか、極東連邦大学メディカルセンター及びハバロフスク地方腫瘍センターとはそれぞれとの協力協定締結に向けた議事録に署名をしました。今後は、医師や学生の相互交流を通じたロシア極東地域の医療水準向上に加え、高齢化や過疎化、広大な面積をカバーする地域医療など北海道とロシア極東地域に共通する課題の解決策検討などで、両地域の医療における連携はさらに発展していくものと思われます。今回のミッションでは、北大病院に世界でも最先端の医療施設・技術があることがしっかりPRできました。今後、北大病院でのロシア人医師の研修受入やロシア人患者の受入等が進むことで、人的交流が一層活発になることが大いに期待されます。

ウラジオストク駐在員事務所
副所長 伊藤 清平



現地医療機関の視察風景

調査ニュース（2014・12）NO.361

発行 株式会社 北海道銀行（ホームページ<http://www.hokkaidobank.co.jp>）
企画・編集 株式会社 道銀地域総合研究所 経済調査部
（照会先） 〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1番地 道銀別館ビル
TEL (011) 233-3561 FAX (011) 207-5220
〈本誌の無断転用、転載を禁じます〉